

## 回答様式（高速自動車国道の料金割引に関する意見について）

- ・ 「今後の有料道路のあり方研究会」において検討中の「日本道路公団における高速自動車国道の料金割引の考え方（案）」に関する下記の各項目について、ご意見をご記入下さい。

都道府県・政令市名	山 口 県
1. 料金割引の基本的方向性 (1) 割引の還元のあり方 (2) 割引率や対象時間の考え方 (3) 割引対象車両について	
<p>ETC車対象の料金割引は、道路のIT化施策の促進のためにも、有効と思われる。 しかしながら、今回の料金割引がETC車に限定されることへの十分な説明が必要と思われる。</p>	
2. 別納割引に代わる大口・多頻度利用者割引のあり方	
<p>別納割引に代わる大口・他頻度利用者割引は、物流コストの低減はもちろん、今後の道路公団の経営安定化のためにも、有効であると思われる</p>	

### 3. 具体的な割引内容（案）

#### （1）割引内容（案）

#### （2）割引結果

マイレージ制度や時間帯割引は、高速自動車国道の有効利用および一般道の渋滞や沿道環境の改善に的確に対応するという観点から、その導入については評価出来る。

また、割引結果については、地域別および車種別それぞれの料金収入の割合に応じた結果になっており、公平性が保たれていることから適正であると考ええる。

### 4. 継続的な効果測定並びに適時適切な見直し

継続的な効果測定並びに適時適切な見直しは、高速自動車国道の利用促進や、今後の道路公団の経営の健全化のためにも、当然必要であると思われる。

※その他の意見

・その他、料金割引等に関してご意見がございましたら、以下にご記入下さい。

今回の料金施策やE T Cの使い勝手の向上により、E T C化の促進を引き続き図っていただきたい。

併せて、今後とも、高速自動車国道ネットワークの早期形成と利用者サービスの向上に努めていただきたい。

また、民営化後も、引き続き経営の効率化等により料金の低減に向けて努力していただきたい。

・ご回答いただきまして、大変ありがとうございました。